

富士吉田ミネラルウォーター保全協会規約

第1章 総 則

(名 称)

第1条 当協会は「富士吉田ミネラルウォーター保全協会」と称する。

(目 的)

第2条 当協会は、富士山の天然水の価値を高めるとともに、環境保全に取り組み、ミネラルウォーター産業の健全な発展を目指すことを目的とする。

2 当協会は、ミネラルウォーター産業の健全な発展を通じて、富士吉田市の活性化を目指すことを目的とする。

3 当協会は、ミネラルウォーターに止まらず、富士山の天然水を活用する様々な産業の発展を目指す。

(事務所)

第3条 当協会の事務所は会長企業・団体内に置く。

(事 業)

第4条 当協会は、第2条の目的を達成するため、次のことを行う。

- (1) 富士山の天然水の固有の価値を明らかにするための調査・研究・情報収集
- (2) 富士山の天然水の固有の価値に関する広報活動
- (3) 富士山の天然水の固有の価値を維持・向上するために必要な環境保全に関する調査・研究・情報収集
- (4) 富士山の天然水の固有の価値を維持・向上するための地下水の涵養・保全を含めた環境保全活動及び行政における環境保全活動への協力
- (5) ウォータービジネス企業のイメージ向上のための地域貢献活動及び広報活動
- (6) 富士山の天然水の固有の価値の維持・向上のための行政関係機関への具申
- (7) 富士山の天然水の固有の価値の維持・向上のための行政関係機関との連携
- (8) その他、目的達成に必要な活動

第2章 会員

(会 員)

第5条 会員は、次のとおりとする。

- (1) 富士吉田市内で地下水を採水し、天然水を製品として事業活動を行う企業・団体
- (2) 前号の企業・団体が提供する製品を仕入・販売する企業・団体
- (3) そのほか本協会の活動に共感し、協会が会員となることを認めた企業・団体

(加 入)

第6条 当協会の会員になろうとする者は、加入申込書を当協会に提出しなければならない。

- 2 当協会は、前項の加入申込書の提出があったときは、役員会でその加入の諾否を決する。

(会費及び分担金)

第7条 加入を承諾された者は、年会費を納入しなければならない。会員50,000円とする。

- 2 年会費の払込みをした時に会員となる。
- 3 1口100,000円の環境保全基金を設け、会員は入会に当たり1口以上の納入をしなければならない。

(会員資格の喪失)

第8条 会員は、次の事由により資格を喪失する。

- (1) 退会
- (2) 死亡又は会員である団体の解散
- (3) 役員会の決議により会員の資格を喪失した場合

第3章 役員

(役員)

第9条 当協会の運営に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 監事 1名
- (4) 事務局長 1名

(役員を選任)

第10条 役員は総会において会員の中から選任する。

(役員職務)

- 第11条 会長は、当協会を代表し、第4条に掲げる事業を掌理する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、また、会長に事故があるときはその職務を代理する。
 - 3 監事は、会計を監査する。
 - 4 事務局長は、本協会の一般事務及び会計経理事務を掌理する。

(顧問)

第12条 当協会に顧問及び特別顧問を置くことができる。

(参与)

第13条 当協会に参与を置くことができる。

(役員任期)

第14条 役員任期は2年とし再任を妨げない。

第4章 会議

(会議)

第14条 当協会の会議は、総会及び役員会とする。

(総会)

第15条 当協会の会議は、通常総会を1回、必要に応じ臨時会を会長が招集し、会長が議長となる。

2 総会において、次の事項を決議する。

- (1) 規約の改正
- (2) 事業計画及び収支予算の承認
- (3) 事業報告及び収支決算の承認
- (4) 役員を選任
- (5) その他の重要事項

3 総会は会員の過半数以上の出席により成立し、決議は出席者の過半数以上をもって決議する。ただし、可否同数の場合は議長が決定する。

(役員会)

第16条 役員会は会長が必要に応じて招集し、当協会の運営に関し重要事項を協議することができる。

第5章 会計

(会計)

第17条 当協会の経費は、次の収入をもってあてる。

- (1) 会員の年会費、分担金
- (2) 補助金
- (3) 寄付金
- (4) その他の収入

(会計年度)

第18条 当協会の会計年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

第6章 雑則

(その他)

第19条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は会長が役員会に諮り別に定める。

附 則

この規約は、平成28年度総会時から施行し、平成28年4月1日より適用する。